

## 岩倉市工事成績評定結果閲覧要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が発注する請負工事に係る成績評定結果の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象とする工事)

第2条 閲覧対象とする工事は、岩倉市建設工事成績評定要領（平成25年6月1日施行）の規定により、成績評定を行う工事とする。

(閲覧に供する成績評定書類)

第3条 閲覧に供する成績評定書類は、岩倉市建設工事成績評定要領に規定する工事成績評定結果通知書及び項目別評定点とする。

(閲覧開始時期)

第4条 閲覧に供する成績評定書類は、月単位でまとめ閲覧簿へ収録するものとし、閲覧開始時期は、原則として当該対象工事の評定結果を通知した日の属する月の翌月以降とする。

(閲覧期間)

第5条 成績評定書類の閲覧期間は、原則として対象工事の評定結果を通知した日の属する月の翌月からその翌年度の3月31日までとする。

(閲覧場所)

第6条 成績評定書類の閲覧場所は、岩倉市役所会計管財課とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第7条 成績評定書類の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで。ただし、日曜及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(閲覧の条件)

第8条 閲覧書類は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

2 閲覧しようとする者は、閲覧書類を汚損又は棄損してはならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。